慶弔見舞金規程



有限会社管建

慶弔見舞金規程

有限会社管建

第 1 章 総 則

第 1 条 (目 的)

この規程は慶弔金および見舞金の支給について定めるものである。

第 2 条 (適用範囲)

この規程は、6ヶ月以上在籍する従業員に適用する。

2. パートタイマー、嘱託等については適用しない。ただし、その者に適用する特別の 定めをした場合はその定めによる。

第3条(届出義務)

従業員またはその関係者がこの規程により慶弔金または見舞金を受けようとすると きは、その事実を証明する書類を添付または掲示し、会社に届け出るものとする。

第 2 章 祝 金

第 4 条 (結婚祝金)

従業員が結婚したときは結婚祝金を 10,000 円支給する。ただし、初婚の場合に限る。

- 2. 子が結婚したときは結婚祝金を10,000円支給する。ただし、初婚の場合に限る。
- 3. 結婚の当事者いずれもが従業員であるときは、いずれか一方に支給する。

第 5 条 (出産祝金)

従業員またはその配偶者が出産したときは、祝金として 10,000 円を支給する。ただし、多胎児の場合は1件とみなし、死産もしくは出産後7日以内の死亡については 弔慰金を支給する。

2. 両親いずれもが従業員であるときは、いずれか一方に支給する。

第 3 章 弔 慰 金

第 6 条 (本人の死亡)

従業員が死亡した場合は、その遺族に対して次のとおり弔慰金を支給する。

業務に起因する事由による死亡 基本給の3ヶ月分

- 2. 葬儀に際しては、会社名および社長名を記した花環もしくは生花一対を供する。
- 3. 葬儀が遠方で、会社代表者が出席できない場合は、会社名および社長名を記した弔電を送るものとする。

第 7 条 (家族の死亡)

従業員の家族の死亡については、次のとおり 弔慰金を支給する。ただし、1つの事

由につき複数の従業員が支給対象となる場合は、いずれか1人に対し支給する。

対象者	金額
配偶者	20,000円
子、父母、義父母、祖父母、兄弟姉妹または 同居の扶養親族	10,000円

第 4 章 見 舞 金

第 8 条 (本人の傷病見舞金)

従業員が傷病の為に15日以上入院をしたときは、次のとおり見舞金を支給する。

日数	業務上
入院日数が 15 日以上	10,000円

第 5 章 そ の 他

第 9 条 (その他の慶弔見舞金)

本規程に定めのない場合でも、状況により支給の必要があるときは、その都度決定するものとする。

附則

1. 本規程は 令和6年1月1日より施行する。